

小山町告示第142号

小山町第1子子育て応援助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月25日

小山町長 池谷 晴一

小山町第1子子育て応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、初めての子育てに係る保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進することを目的に、予算の範囲内において小山町第1子子育て応援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

2 この要綱において「保護者」とは、親権を有する者、未成年後見人その他の者で、乳児を現に監護する者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている第1子の乳児の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日に、当該乳児及び保護者が、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 保護者及びその世帯員が町税等を滞納していないこと。

(交付対象物品等)

第4条 助成金の交付の対象となる物品等（以下「交付対象物品等」という。）は、事業者から購入又はサービス提供を受けるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 紙おむつ、おむつライナー、おしり拭きそのおむつ関連用品
- (2) 粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品
- (3) ベビーカー又はチャイルドシート

(4) 家事代行サービス

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、乳児及び保護者が住民基本台帳に記録された日から乳児が満1歳となる日までの間に、保護者が購入又はサービス提供を受けた交付対象物品等に要した経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、乳児1人につき別表のとおりとする。なお、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 第1子出生が多胎児の場合は、多胎児1人につき前項の助成金の額を適用する。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山町第1子子育て応援助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、乳児が満1歳となる日の属する月の翌月の末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業者が発行する交付対象経費がわかる領収書又は支払いを証する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、小山町第1子子育て応援助成金交付額決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受理してから7日以内に助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他町長が不適正と認めるとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該取消しに関し、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月2日以後に出生した乳児について適用する。

別表（第6条関係）

助成額一覧表

交付対象物品等の区分	助成金の額	助成金の上限
紙おむつ、おむつライナー、おしり拭きその他のおむつ関連用品	交付対象経費の合計額。	乳児及び保護者が住民基本台帳に記録された日の属する月から乳児が満1歳となる日の属する月までの月数に6,000円
粉ミルク、哺乳瓶その他の授乳関連用品		
ベビーカー又はチャイルドシート	交付対象経費の2分の1の額。ただし、乳児1人につき1台までの購入を対象とし、助成額は10,000円までとする。	を乗じた額に10,000円を加算した額又は82,000円のいずれか少ない方の額を上限とし、助成金の額が上限に
家事代行サービス	交付対象経費の2分の1の額。	達するまで申請を行うことができる

様式第1号（第7条関係）

小山町第1子子育て応援助成金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所 小山町
(保護者) 氏 名 印
電 話

次のとおり、関係書類を添えて小山町第1子子育て応援助成金の交付申請をします。

対象乳児	フリガナ				
	氏 名				
	住 所	小山町			
	生年月日	年 月 日生			
おむつ関連用品及び授乳関連用品の購入	購入金額	円	申請額	円	
	既助成額	円			
ベビーカー又はチャイルドシートの購入 (乳児1人につき1回限り)	購入金額	円	申請額	円 (最大10,000円)	
家事代行サービスの利用	利用料額	円	申請額	円	
	既助成額	円			
			申請金額 合 計	円	

添付書類

〔 事業者が発行する購入物品等の品名、金額、日付が明記されたレシート（又は領収書など）を、この申請書の裏面又は別紙に貼り付けて添付してください。 〕

町税等の調査閲覧同意書

小山町第1子子育て応援助成金の交付決定に必要な事項として、私の町税等滞納状況及び世帯員の住民登録の状況を、担当職員が調査閲覧することに同意します。

保護者氏名 _____ 印

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町第1子子育て応援助成金交付額決定通知書

年 月 日付けで申請があった助成金については、下記のとおり決定したので、
小山町第1子子育て応援助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付

区 分	助成金交付額
おむつ関連用品及び 授乳関連用品の購入	円
ベビーカー又はチャイルドシート の購入	円
家事代行サービスの利用	円
合 計	円
備 考	

2 不交付

(理由：)

様式第3号（第9条関係）

助成金請求書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付額決定の通知を受けた助成金について、小山町第1子子育て応援助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付内容	助成金の名称	小山町第1子子育て応援助成金
	交付決定額	円
今回請求額		円

口座振替記入欄

金融機関	銀行 金庫 農協	口座	フリガナ						
	本店 支店 支所 出張所		名義人 氏 名						
		種 類	口 座 番 号						
			1 普通 2 当座 3 その他 ()						

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした助成金について、小山町第1子
子育て応援助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還命令金額

交付決定額	円
変更交付決定額 (取消後交付決定額)	円
<hr/>	
返還命令額	円

2 返還期限 年 月 日